

第 25 期 第 12 回
別海町農業委員会総会議事録

令和6年5月24日 開会

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 1 2 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 6 年 5 月 2 4 日)

○開催日時 令和 6 年 5 月 2 4 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 令和 5 年度農業委員会による最適化活動の点検・評価について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 別海町農業委員会だより広報委員会設置要綱の一部を改正する訓令の制定について |

○出席委員（26名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部		浩
5番	石	森	裕	治	6番	石	毛		剛
7番	押	田	賢	二	8番	山	田	良	雄
9番	木	幡		誠	10番	佐々木			實
11番	竹	花	智	子	12番	猿	谷	忠	義
13番	畠	山	友	子	14番	市	川	義	晴
15番	藤	田	浩	義	16番	石	田	昌	樹
17番	及	川	哲	夫	18番	小	島		敏
19番	斉	藤	春	雄	20番	岸	本	正	明
21番	伊	藤	一	吉	22番	豊	島	千	秋
24番	岡	崎	知	暢	25番				

○欠席委員（1名）

23番	目	黒	英	夫
-----	---	---	---	---

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	後	藤	良	介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

21番	伊	藤	一	吉	22番	豊	島	千	秋
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席21番 伊 藤 一 吉

議席22番 豊 島 千 秋

◎開會宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

(会務報告がある)

本日は報告１件、議案８件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第１２回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は２６名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、２３番目黒委員、１名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。21番伊藤委員、22番豊島委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第１ 報告第１号「農地法第５条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和５年度に農地転用許可を行った案件につきまして令和６年４月１７日並びに令和６年５月１４日に現地調査を行ったものです。報告内容につきましては申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第 1 号、申請者、 番地、

。土地所有者、 番地の 、

。火山灰計画高 3 万 7 6 2 m³に対し出来高 1 万 7, 0 0 0 m³。事業完了年月日、令和 6 年 4 月 1 0 日。

第2号、申請者、[]番地、[]
[]。土地所有者、[]番地の[]、[]。
砂計画高1万970 m³に対し出来高6,937 m³。事業完了年月日、令和6年5月13日。

第3号、申請者、[]番地[]、[]
[]。土地所有者、[]番地の[]、
[]。砂計画高12,575 m³に対し出来高2,600 m³。土計画高1万2,687 m³に対し出来高0 m³。事業完了年月日、令和6年4月30日。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第1号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては、5番石森委員。2号につきましては、8番山田委員。3号につきましては14番市川委員。

なお、1号につきましては[]番[]委員に関する案件ですので、議事参与案件とさせていただきます。

それでは1号につきまして、5番石森委員お願いいたします。

○5番 石森委員

はい、御説明いたします。令和5年度の[]さんと[]の火山灰採取完了案件でございます。4月17日に大内委員、小島委員、事務局と現地を見てまいりました。整地されていることを確認し、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして8番山田委員お願いいたします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。5月14日に市川委員、目黒委員、自分と事務局の4名で現地を見てまいりました。現地は毎年確認をしているところで整地されており、問題ないものと見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして14番市川委員お願いいたします。

○14番 市川委員

はい、[]の件なのですが5月14日に山田委員、目黒委員と現地を調査してまいりました。ここは長年採取している土地で、もう少し採れば完了になるのかなと見てまいりました。畑の状態としては良好と見てまいりましたが、まだ播種はしていませんでした。以上です。

○議長（信夫会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 議案第1号

○議長(信夫会長)

日程第2 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は2件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和元年5月30日から令和6年5月29日まで。合意解約成立の日、令和6年5月8日。土地の引渡しの時期、令和6年5月24日。

第2号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の種類、同上。契約期間、令和元年11月26日から令和6年9月30日まで。合意解約成立の日、令和6年5月16日。土地の引渡しの時期、令和6年5月16日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第3 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第3 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から5年間。賃貸価格は[]円で、1ヘクタール当たりの単価は約[]円となっております。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から5年間。賃貸価格は[]円で、1ヘクタール当たりの単価は約[]円となっております。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地[]、[]。

。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から5年間。賃貸価格は 円で、1ヘクタール当たりの単価は約 円となっております。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 借人、 番地 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から5年間。賃貸価格は 円で、1ヘクタール当たりの単価は約 円となっております。

第5号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 譲受人、 番地 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 円で、1ヘクタール当たりの単価は約 円となっております。

第6号、申請人の住所氏名、譲渡人、 番地の 、 譲受人、 番地 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 円で、1ヘクタール当たりの単価は約 円となっております。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、別海町 番地の 、 借人、 番地 。許可を受けようとする土地の表示、 ー 外 筆、計 m²。貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。賃借期間、許可日から5年間。賃貸価格は 円で、1ヘクタール当たりの単価は約 円となっております。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

1号から7号につきまして、8番山田委員お願いいたします。

○8番 山田委員

はい、説明します。1号及び2号は[]さんの土地で、4月に離農されて[]さんが引き取るにあたり、単価3万円で5年間賃貸するものです。3号及び4号は[]さんの農地で、規模縮小のために5年間[]に賃貸するものです。5号は4月に離農された[]さんの農地を全地[]が買い取るものです。6号は4月に離農された[]さんですが、全地[]に売却するものです。7号の[]さんですが、この土地は先ほど合意解約された土地で、[]の[]に5年間賃貸するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第4 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第4 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]一[]、面積、計[] m^2 。目的、農業用施設建設。計画内容、育成舎外、計[] m^2 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[]番地の[]、[]。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

1号につきまして、7番押田委員お願いいたします。

○7番 押田委員

はい、説明いたします。[]さんの育成舎建設の案件なのですが、この場所は親牛舎の裏側で通年にわたりパドックにされている場所でございます。問題ないと見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第5 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約内容、使用貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計[] m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者、[]番地の[]、[]。転用者、[]番地、[]。

○議長（信夫会長）

1号につきまして8番山田委員お願いします。

○ 8 番 山田委員

○議長（信夫会長）

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第４号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎ 日程第 6 議案第 5 号

○議長（信夫会長）

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第５号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第５第１項第６号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項により決定を求める。

本案は所有権の移転が１０件、利用権の設定が８件となっております。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第１号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、
[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]
一外筆、計 [redacted] m²。所有権の移転をする者、札幌市中央
区北５条西６丁目１番地２３、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田

原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和6年5月27日。対価、円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和6年8月29日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第9号までの所有権の移転をする者、利用目的、対価の支払い期限、次号から第10号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転を受ける者、番地の、。。所有権の移転をする土地、
—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第3号、所有権の移転を受ける者、番地の、。。所有権の移転をする土地、
—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第4号、所有権の移転を受ける者、番地の、。。所有権の移転をする土地、—、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第5号、所有権の移転を受ける者、番地の、。。所有権の移転をする土地、—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第6号、所有権の移転を受ける者、番地の、。。所有権の移転をする土地、—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第7号、所有権の移転を受ける者、番地の、。。所有権の移転をする土地、—、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第8号、所有権の移転を受ける者、番地の、。。所有権の移転をする土地、—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第9号、所有権の移転を受ける者、番地の、。。所有権の移転をする土地、
—外筆、計m²。所有権の移転の内容、対価、円。

第10号、所有権の移転を受ける者、番地の、。。所有権の移転をする土地、
—外筆、計m²。所有権の移転をする者、
番地の、。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、

円。対価の支払い期限、令和6年11月30日。調整委員、大内委員、及川委員。

続いて利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー外筆、計[] m^2 。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和6年6月25日。終期、令和11年6月24日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年、11月30日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、斉藤委員、加藤委員。

次号から第3号までの利用権の設定をする者、内容、調整委員、次号から第4号までの始期、終期、次号から第6号までの借賃の支払いの方法、次号から第8号までの利用権の種類、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー外筆、計[] m^2 。設定する利用権、借賃、年間[]円。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー外筆、計[] m^2 。設定する利用権、借賃、年間[]円。

第4号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー外筆、計[] m^2 。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間[]円。調整委員、石毛委員、岡崎委員。

次号から第6号までの利用権の設定をする者、調整委員、次号から第8号までの内容については同文ですので朗読を省略いたします。

第5号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー外筆、計[] m^2 。設定する利用権、始期、令和6年6月2日。終期、令和11年6月1日。借賃、年間[]円。

第6号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー外筆、計[] m^2 。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間[]円。

第7号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]ー外筆、計[] m^2 。利用権の設定をする者、札幌市中央区北

5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、始期、令和6年5月27日。終期、令和6年9月30日。借賃、年間 〇〇〇〇 円。借賃の支払いの方法、毎年、12月10日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、大内委員、及川委員。

第8号、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇番地の〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇。外筆、計 〇〇〇 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間 〇〇〇〇 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。

所有権の移転の1号から9号は北海道農業公社買戻し案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、利用権の設定の3号につきましては、〇〇番 〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(〇〇番 〇〇委員 一時退席)

○議長(信夫会長)

それでは、利用権の設定の3号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

利用権の設定の3号につきまして、19番齊藤委員お願いします。

○19番 齊藤委員

はい、説明します。離農した 〇〇さんの農地を継続して 〇〇さんが賃貸借する案件です。よろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

利用権の設定の3号の委員説明が終わりました。

ここで、利用権の設定の3号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第3号の利用権の設定の3号につきまして、原案のとおり許可することに決定します。

ここで、 番 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議事参与制限以外につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。所有権の移転の10号につきましては25番大内委員、利用権の設定の1号及び2号につきましては19番斉藤委員、4号から6号につきましては6番石毛委員、7号及び8号につきましては25番大内委員にお願いします。

それでは所有権の移転の10号につきまして、25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、御説明いたします。少し複雑でして、 の代表取締役が変わった際に一部の畑を買い取りしたくないという話が出て、議案第1号の第2号で と北海道農業公社が合意解約することになりました。その解約した農地を が買い取ることになりまして、そこに付属して 名義になっていた北海道農業公社が買い取れなかった農地を から に所有権移転するものです。以上です。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の1号、2号につきまして、19番斉藤委員お願いします。

○19番 斉藤委員

はい、説明します。先ほどと同じように さんの離農に伴って さんと と賃貸契約を結ぶ案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の4号から6号につきまして、6番石毛委員お願いします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。4号の 、5号の さん、6号の 共に さんと賃貸借の契約を結んでおりまして、それが満期を迎えたことによる同じ内容での更新案件となります。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の7号、8号につきまして、25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、説明いたします。先ほど説明したとおり、7号は が買い取りたくないという農地を が引き継ぐという案件です。8号につきましては、残りの部分は がそのまま引き取るという案件です。以上です。

○議長（信夫会長）

議案第5号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。

それでは、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、原案どおり決定します。

◎日程第7 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は3件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]、面積計[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地[]、[]。

第2号、所在、[]—[]、面積計[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第3号、所在、[]—[]、面積計[]㎡。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては3番芳賀委員、2号及び3号につきましては5番石森委員にお願いします。

それでは、1号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、[]さんの件なんですけれど、現場は数年前に造ったかんがい施設と道路に挟まれた角地になっています。すでに車庫等が建っていて出入の場所として使われていたのですが、その一部の公簿地目が畑であることが判明し、これを雑種地として証明したいと思います、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号及び3号につきまして5番石森委員お願いいたします。

○5番 石森委員

はい、御説明いたします。まず2号ですけれども、 さんの娘さんの新居を建てたいということで現地を見てまいりました。3号の さんは従業員の住宅を建てたいということで現地を見てまいりました。どちらも非農地として確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第8 議案第7号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第7号「令和5年度農業委員会による最適化活動の点検・評価について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第7号、令和5年度農業委員会による最適化活動の点検・評価について。農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、当農業委員会における令和5年度の最適化活動の点検・評価を次のとおりとする。

本議案の概要としまして、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）を実施することとされており、その実施に当たっては、透明性を確保する必要があることから、令和4年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び達成状況を公表するとともに、北海道知事など関係機関への報告が必要となることから、令和5年度に設定した最適化活動の目標の設定等に係る点検・評価について、本議案のとおり取りまとめたものであります。

28ページをお開きください。Ⅰ 農業委員会の状況については、目標設

定と同じく令和5年4月1日現在の内容について記載しております。

次に29ページをご覧ください。上段からの「1 最適化活動の成果目標」
「(1) 農地の集積」の①現状及び課題、②目標については目標設定時の数値となっております。③の令和5年度の実績としましては、令和5年度の新規集積面積は3,734ヘクタール、令和5年度末の集積面積の累計については6万4,642ヘクタールであり、年度末の集積率は102.3%となっております。目標に対する達成状況については、98.6%となっておりますが、新規集積面積の目標1,871ヘクタールに対し、実績の新規集積面積が大きく上回っていることから、農業委員会の点検結果については「新規集積面積の目標に対し、目標以上の農地を集約することができた」としております。

29ページ下段から30ページ中段までは「(2) 遊休農地の発生防止・解消」の項目となりますが、現状遊休農地は発生していないことから、30ページの点検結果については「農地パトロールなどの活動により遊休農地の発生を防止をすることができた」としてしております。

30ページ下段から31ページ上段にかけては「(3) 新規参入の促進」の項目となり、①現状及び課題、②目標については目標設定時の数値となります。③実績としましては、参入経営体数が7件、取得農地面積が594.6ヘクタールとなり、農業委員会の点検結果としましては令和2～4年度の現状と比較し「例年以上に新規参入に伴う農地の集約があった」という評価としております。

31ページ中段、「2 最適化活動の活動目標」の(1)最適化活動を行う日数目標、(2)の活動強化月間の設定の①目標については、目標設定時の数値となります。①の目標に対する②の実績については、取組時期の4月から6月におきましても、貸付け売買等の農業委員による意向確認やあっせん会議等の実施等について行われていることから記載のとおりの実績としております。

次に32ページになりますが、(3)新規参入相談会の参加の項目については、会長が別海町酪農研修牧場入所式へ出席の際に、新規就農者などと意見交換を行っているということで実績に含めております。32ページ中段に「農業委員会の点検・評価結果」として令和5年度の最適化活動の目標の達成状況の評語を記載する項目があります。添付は省略させていただいていますが、別途通知によりそれぞれの項目、1最適化活動の成果目標から新規参入相談会までの実績(達成状況)に応じて点数割り振られおり、それぞれの合計点に応じた評語が示されております。令和5年度におきましては、5点以上、10点未満に当たる「目標に対して期待通りの結果が得られた」と結果となっております。なお、32ページ下段の「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、農業委員の活動日数が主な採点の項目となっていることから、提出いただいている活動記録簿から活動日数等を集計し、記載のとおり割り振りさせていただいております。

最後に 33 ページの「Ⅲ 事務の実施状況」についてです。「1 総会の開催実績」「2 農地法 3 条に基づく許可事務」「3 農地転用に関する事務」については、令和 5 年度の総会の開催実績、許可事務等の処理件数について集計を行い、記載しております。また、「4 違反転用への対応」についても令和 5 年度におきましては、違反転用の実績はありませんので、現状の違反転用面積、違反解消面積も 0 ヘクタールとしております。

なお、本議案を議決いただいた後には、通知に基づき 6 月末までに町ホームページで公表を行うとともに、北海道などの関係機関へ報告を行うものとなっております。

以上で議案第 7 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 7 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、点検・評価に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第 7 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 7 号を原案のとおり決定します。

◎日程第 9 議案第 8 号

○議長（信夫会長）

日程第 9 議案第 8 号「別海町農業委員会だより広報委員会設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第 8 号、別海町農業委員会だより広報委員会設置要綱の一部を改正する訓令の制定について。別海町農業委員会だより広報委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように制定する。

改正文の朗読は省略させていただきまして、議案資料にて説明させていただきます。15 ページ、別海町農業委員会だより広報委員会設置要綱一部改正新旧対照表となります。右が改正前、左が改正後、改正箇所は下線部分となります。改正内容としましては、第 5 条の委員の任期を 1 年から 3 年に改正するものです。改正理由といたしましては、農業委員会だよりの記事作

成・編集等を考えると、農業委員の任期と同じ３年にすることが望ましいこと及び、これまで農業委員の任期の中で広報委員の改選を行ったことがないことから、現状に合わせまして３年とするものです。また、４月の総会終了後に行いました広報委員会におきまして、改正内容の了承を得ていることを申し添えます。なお、附則といたしましてこの訓令は令和６年５月２４日から施行するものとし、経過措置といたしまして現在、在任する委員の任期は第５条第１項の規定にかかわらず、令和８年７月１９日までとするものです。

以上で議案第８号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第８号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、訓令の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第８号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第８号を原案のとおり決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第１２回総会を閉会します。